

第 55 回 (2010 年)

問 10 1 個当たりの数量が 7.4 ギガベクレルの密封されたプロメチウム 147 を装備したベータ線厚さ計のみ 3 台を使用している者が, 装置の経年劣化により, 同じ使用の目的で 1 個当たりの数量が 3.7 ギガベクレルの密封されたストロンチウム 90 を装備したベータ線厚さ計 3 台に同時更新し, 使用することになった。この場合に, あらかじめ, 文部科学大臣に対してとるべき手続きに関する次の記述のうち, 放射線障害防止法上正しいものはどれか。なお, プロメチウム 147 の下限数量は 10 メガベクレル, ストロンチウム 90 の下限数量は 10 キロベクレルであり, かつ, その濃度は, 文部科学大臣の定める濃度を超えるものとする。

- 1 届出使用に係る変更の届出をしなければならない。
- ② 許可使用に係る申請をしなければならない。
- 3 許可使用に係る変更許可申請をしなければならない。
- 4 許可使用に係る軽微な変更の届出をしなければならない。
- 5 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出をしなければならない。

問 12 次の記述のうち, 設置時施設検査に合格した日から次の定期確認を受ける期間について, 放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素のみを取り扱う許可廃棄業者は, 5 年以内に定期確認を受けなければならない。
- B 放射線発生装置のみを使用する特定許可使用者は, 5 年以内に定期確認を受けなければならない。
- C 下限数量に 10 万を乗じて得た数量の密封されていない放射性同位元素及び放射線発生装置を使用する特定許可使用者は, 3 年以内に定期確認を受けなければならない。
- D 密封されていない放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は, 5 年以内に定期確認を受けなければならない。

- 1 A と B    2 A と C    ③ B と C    4 B と D    5 C と D

問 13 使用施設等の基準適合義務及び基準適合命令に関する次の記述のうち, 放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は, その貯蔵施設の位置, 構造及び設備を文部科学省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。
- B 許可廃棄業者は, その貯蔵施設の位置, 構造及び設備について文部科学省令で定める技術上の基準を確保するように努めなければならない。
- C 文部科学大臣は, 使用施設, 貯蔵施設又は廃棄施設の位置, 構造又は設備が第 6 条第 1 号から第 3 号までの技術上の基準に適合していないと認めるときは, その技術上の基準に適合させるため, 許可使用者に対し, 使用施設, 貯蔵施設又は廃棄施設の移転, 修理又は改造を命ずることができる。
- D 文部科学大臣は, 使用施設の位置, 構造又は設備が前条第 2 項の技術上の基準に適合していないと認めるときは, その技術上の基準に適合させるため, 届出使用者に対し, 使用施設の移転, 修理又は改造を命ずることができる。

- 1 A と B    ② A と C    3 A と D    4 B と C    5 B と D